

千葉県発熱外来指定要綱

1 趣旨

この要綱は、発熱患者等が地域の医療機関で適切に診療・検査を受けられる体制を整備することを目的として、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関である発熱外来の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、本要綱により千葉県（以下「県」という。）から指定を受けた発熱外来は、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、都道府県から、「診療・検査医療機関（仮称）」として指定された医療機関とする。

2 発熱外来の指定を受けるための要件等

(1) 施設要件

ア 発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。

イ 必要な検査体制が確保されていること（検査（検体採取）を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、連携体制がとれていること）。

ウ 医療従事者が十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。

エ 検査を行う場合には、「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の実施について」（令和2年3月4日付け健感発 0304 第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、県・保健所設置市と行政検査の委託契約を締結していること。

オ 発熱外来指定書及び受診の注意点等を記載した県作成の掲示物を院内に掲示し、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

(2) 発熱外来の周知に関する要件

県が、次の①②のいずれかの方法で、地域で相談・診療・検査体制を整備するに当たって必要な下記の情報を、県、市町村、発熱相談センター（保健所等）、医師会、地域の医療機関間で共有することにつき承諾すること。

① 発熱外来の管理者（代理の者）が指定の際に県に報告し、各自治体がホームページで掲示（この場合、必ずしも報告を受けた全ての情報を掲示するものではな

いが、掲示しない情報については②の方法で共有を行う)

② 発熱外来の管理者（代理の者）が指定の際に県に報告し、県が管内の市町村、発熱相談センター、医師会、地域の医療機関等関係者に連絡

地域で相談・診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報とは、主に以下の内容とする。

- ・ 医療機関名、住所、電話番号、担当部署又は担当者
- ・ その医療機関で診療・検査対象となる患者（発熱相談医療機関や発熱相談センターから案内を受けた患者を受入れ可能か、自院のかかりつけ患者や自院に相談があった患者のみを受け入れるか、濃厚接触者等に対する検査も担うか、対応出来る外国語等）
- ・ 実施内容（診療と検査いずれも対応可能か、検査方法は何を実施可能か（PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査、等）
- ・ 診療・検査対応時間

（3）機能要件

ア 発熱外来の管理者（代理の者）は、県に報告することにより、県、市町村、発熱相談センター、医師会、地域の医療機関に対して、あらかじめ自院での対応時間等を示した上で、その範囲で、発熱相談センターや発熱相談医療機関から患者の診療・検査の受入れ要請があった場合、又は患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、発熱外来の管理者（代理の者）は、かかりつけの患者に対して、院内掲示を行う等により、あらかじめ自院での受入れ対象患者や対応時間等を示すとともに、県に報告することにより、県、市町村、発熱相談センター、医師会、地域の医療機関に対して、あらかじめ自院での受入れ対象患者や対応時間等を示した上で、その範囲で、患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

イ 発熱外来は、自院を受診した患者が、新型コロナウイルス感染症であった場合には、速やかに保健所に連絡し、患者の状態を伝える等、患者の療養先の検討に協力すること。また、自宅療養や自宅での待機を行っている患者に対するフォローアップについては、保健所等の業務負担軽減を図るとともに、医学的知見に基づいた対応を行うため、可能な範囲で協力すること。

(4) 報告事項

ア 発熱外来は、発熱外来として指定されている期間中は、G-MIS に日々の受診者数や検査数の入力を行うこと。ただし、G-MIS の ID 振り出しを国に要請している期間等、入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うこと。

イ 発熱外来は、発熱外来として指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に必要な情報の入力を行うこと。

3 発熱外来の指定方法

発熱外来の指定を希望する医療機関の管理者(代理の者) は、発熱外来の体制について、県が指定する様式を用いて県に提出すること。

県は、提出のあった発熱外来体制及び必要に応じて行うヒヤリングを通じて当該医療機関の情報を収集し、本要綱と照らし合わせて、発熱外来として適当であると認められる場合に指定を行い、書面で通知する。

4 発熱外来体制の変更について

発熱外来の管理者(代理の者) は、提出した発熱外来体制に変更が生じた場合は、速やかに県に報告すること。

5 指定の解除について

県は、医療機関が発熱外来の指定要件を満たさなくなった場合は、発熱外来の指定を解除することができるものとする。

附則

この指定要綱は、令和2年10月9日から施行する。

附則

- 1 この指定要綱は、令和3年3月31日から施行する。
- 2 この指定要綱の施行日の時点で、改正前の指定要綱に基づき発熱外来の指定を受けている医療機関については、令和4年3月末日までの間に限り、発熱外来として指定を受けているものとみなす。